

標茶町告示第16号

標茶町地域農業経営基盤の強化の促進に関する計画（以下「地域計画」という。）について、別紙により変更するので、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第7項の規定により公告し、当該地域計画案を次の1のとおり縦覧に供する。）

なお、該当する利害関係人は、当該地域計画案について次の2のとおり町に意見書を提出することができる。

令和8年 3月13日

標茶町長 佐藤 吉彦



記

1 標茶町地域計画案の縦覧

- (1) 縦覧期間 令和8年3月13日から令和 8年3月27日まで
- (2) 縦覧場所 川上郡標茶町川上4丁目2番地 標茶町役場農林課  
標茶町ホームページ

2 意見書の提出

- (1) 提出期限 令和8年3月27日まで
- (2) 提出先 川上郡標茶町川上4丁目2番地 標茶町役場農林課
- (3) 提出方法及び注意事項
  - ア 意見書の提出は郵便、ファクシミリ、Eメールによること。電話は不可。
  - イ 意見書は日本語によること。
  - ウ 意見書には次の事項を記載すること。
    - ・ 提出者が個人の場合はその住所、氏名
    - ・ 提出者が法人の場合はその主たる事務所の所在地、法人名、代表者名
    - ・ 当該計画案に対する意見及びその理由
  - エ 標茶町情報公開条例（平成12年6月29日標茶町条例第43号）に基づき意見書の内容を公開することがある。
  - オ 提出された意見書については個別の回答は行わず、当該計画の決定公告に際し意見書の要旨及びその処理結果を併せて公告する。